

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、広報配布謝金について、配布部数を年度途中であっても確認し、実数に応じて支払うこととなっている。しかし、その配布実態を横浜市が調査することもなく謝金を支払っているため、継続的に謝金の過剰支払い、つまり、市に損害が発生している。平成26年2月配布号においては、4部の余剰が発生し、少なくとも広報よこはま分で36円の損害が発生している。よって、広報誌水増し配布、謝金受領の実態を早急に調査、確認し、町内会に対し、過剰に請求した謝金を返金させる措置を求めています。

しかしながら、請求人の提出した事実証明書からは、町内会が配布実数をどのように市に報告し、市からいかなる額が支出されたかを確認することは出来ず、横浜市の損害について、個別的・具体的に摘示する事実証明書が添付されているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。